

供託かんたん申請の御案内



大阪法務局オンライン利用促進
イメージキャラクター
おんらいおん

— 給与差押え編 —

かんたん申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。オンライン申請は、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法の2通りの方法があります。ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん申請」について御案内します。「かんたん申請」は専用ソフトをパソコンにインストールする必要がないため、手軽にオンライン申請を行うことができます。是非、御利用を御検討ください。

おすすめの理由

法務局に出向く必要がありません！

オフィスのパソコンから供託の申請を行うことができますので、業務で忙しい中、わざわざ法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

申請内容を再利用することができます！

オンラインで申請した内容は、その後も再利用することができます（※）。毎月の申請ごとの面倒な書類作成に比べ、効率的で、供託の申請にかかる手間を減らすことができます。
※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

平日の夜9時まで申請可能です！

かんたん申請は、年末年始を除く平日の夜9時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請が可能です。
※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

「かんたん申請」は簡単です！

webブラウザを利用する「かんたん申請」は、専用ソフトをインストールする必要がなく、インターネットに接続しているパソコンがあれば、すぐに始めることができますので、誰でも、簡単に申請することができます。

供託かんたん申請手続の流れ

【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。

※1

※1 初回利用時のみ



【申請情報の作成】

申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

2

【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。

お知らせ

3

【封筒・切手の送付】

供託書正本送付用の封筒※2を法務局へ送付します。



※2 切手貼付、宛名記載済みのもの

4

【供託金の納付】

インターネットバンキング又はATMを利用して供託金を納付します。※3



※3 ページ対応のインターネットバンキング又はATMの利用となります。

5

【供託書正本受領】

法務局から供託書正本が届きます。



6

かんたん申請の注意点



「かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますので注意してください。

かんたん申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで
8時30分から21時まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は御利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

供託ねっと



<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>

で検索!!

大阪法務局
Osaka Legal Affairs Bureau

① 申請者情報の登録

2回目以降の御利用の方は、「② 申請情報の作成」を御覧ください。

まず、供託かんたん申請を利用するためには、事前に、「申請者情報」を登録して、「申請者ID」や「パスワード」等を設定する必要があります。

「申請者情報」の登録は、「登記・供託オンライン申請システム」サイトのトップページから行ってください。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。

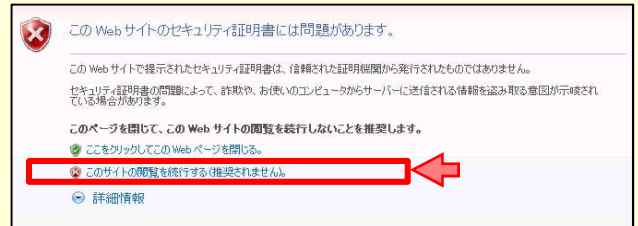
2回目以降は、登録した「申請者ID」及び「パスワード」によりログインすることができます。



インターネット検索サイトで「供託ねっと」又は「登記・供託オンライン申請システム」と検索します。

サイトのトップページへ移動し、『申請者情報登録』をクリックします。

※ 次のようなメッセージが表示される場合は、『このサイトの閲覧を続行する』を選択して先に進んでください



利用規約の確認画面が表示されますので、使用許諾書の内容を御確認いただき、御理解していただいた上で、『同意する』をクリックしてください。



申請者情報新規入力画面が表示されますので、「申請者ID」と「パスワード」を設定し、必要事項を入力してください。

なお、「申請者ID」と「パスワード」はオンライン申請システムにログインする際には、毎回、入力が必要となりますので、大切に管理してください。

必須事項を全て入力したら、画面下部の『確認(次へ)』をクリックしてください。

※ 「氏名」欄及び「連絡先・電話番号」欄に入力した情報は、供託申請時に、申請に関する連絡先として法務局へ送信されますので、供託申請の御担当者様や御担当部署の連絡先を登録してください。

Step1 >>> Step2 ▼ >>> Step3 >>> Step4 >>> Step5 >>>

申請者情報新規入力 申請者情報入力内容確認 申請者情報仮登録完了 認証情報入力 申請者情報登録完了

▼以下の内容で登録します。

申請者ID	houmu001
パスワード (セキュリティのためパスワードは表示されません)
氏名	山田太郎
氏名(フリガナ)	ヤマタ タロウ
郵便番号	〒 123 - 4567
住所	甲斐乙市丙町 1 - 1 - 1
住所(フリガナ)	コウケンオツシヘイマチ 1-1-1
職業	その他
連絡先・電話番号	12-3456-7890
連絡先・FAX番号	12-3456-7890
メールアドレス	12345@6789.ne.jp
メールの受信内容選択	<input type="checkbox"/> 全てのメールを受信 <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
質問(キーワード)	ペットの名前は?
答え(キーワード) (セキュリティのためキーワードは表示されません)

申請者情報入力内容確認画面が表示されますので、入力した内容に間違いがないか確認の上、間違いがなければ『**仮登録(次へ)**』をクリックしてください。

Step1 >>> Step2 >>> Step3 ▼ >>> Step4 >>> Step5 >>>

申請者情報新規入力 申請者情報入力内容確認 申請者情報仮登録完了 認証情報入力 申請者情報登録完了

▼認証情報を発行します。

- 申請者情報仮登録しました。以下の「発行」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛てに認証情報を送付します。メール受信履歴をされている方は「mj@ps.jp」からのメール受信を許可してください。
- 次の「認証情報入力」画面において、メールに記載された認証情報を入力することで、申請者情報の登録が完了します。認証情報の有効期間は、「発行」ボタンをクリックしてから30分間です。30分以内に登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- 登記・市民オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。
- ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

申請者情報仮登録完了画面が表示されますので、『**発行(次へ)**』をクリックしてください。

※ 申請者情報新規入力画面（Step1）の「メールアドレス」欄に入力したメールアドレス宛てに「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールが送付されます。

Step1 >>> Step2 >>> Step3 >>> Step4 ▼ >>> Step5 >>>

申請者情報新規入力 申請者情報入力内容確認 申請者情報仮登録完了 認証情報入力 申請者情報登録完了

※メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。

▼認証情報を入力します。

- 登録したメールアドレス宛てに送付したメール本文の認証情報（パスワードではありません。）を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
- 認証情報の入力をもって、申請者情報の登録が完了します。メールに記載されている有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- 登記・市民オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。
- ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

認証情報入力画面が表示されますので、「メールアドレス」欄に入力したメールアドレス宛てに送付された「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールの本文に記載された認証情報を入力し、『**登録(次へ)**』をクリックしてください。

※ **認証情報の有効期間**は申請者情報仮登録完了画面の『**発行(次へ)**』をクリックしてから**30分間**です。

※ **有効期間内に申請者情報の登録が完了しない場合、登録を最初からやり直す**必要がありますので、御注意ください。

Step1 >>> Step2 >>> Step3 >>> Step4 >>> Step5 ▼ >>>

申請者情報新規入力 申請者情報入力内容確認 申請者情報仮登録完了 認証情報入力 申請者情報登録完了

申請者情報の登録が完了しました。申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

続けて申請・請求を行う場合は、「ログイン画面へ」ボタンをクリックしてログインしてください。

申請者情報の登録が完了すると、申請者情報登録完了画面が表示されますので、『**戻る(トップページへ)**』をクリックしてください。

② 申請情報の作成



トップページの『供託かんたん申請』をクリックします。



ログイン画面が表示されますので、申請者情報登録で設定した「申請者ID」と「パスワード」を入力し、『ログイン』をクリックします。



ログイン後、供託申請メニューが表示されますので、手続名『供託(金銭)給与債権執行【かんたん】』を選択します。

※ 前回の申請情報を再利用する場合は、『処理状況を確認する』をクリックし、『再利用』をクリックしてください。

※ 3か月以内のものについて再利用することが可能です。



申請情報の入力画面が表示されますので、必要事項を入力します。

① 供託所の表示

『供託所選択』をクリックすると、選択画面が表示されます。都道府県選択から『大阪』を選択し、供託所選択から申請先の法務局を選択してください。

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

Step 1-1 申請情報の入力

供託書 (金銭供託) 給与債権執行

供託所の表示	大阪法務局	供託所選択
住所又は法人所在地	大阪府大阪市○○区○○町1-2-3	
氏名又は法人名	大阪法務株式会社	会社法人等番号 (供託者) 120001-123456 <small>*登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>
代表者 (資格・氏名) 又は代理人 (住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 大阪太郎 <small>*登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>	会社法人等番号 (代理人) - - - - <small>*登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>

② 供託者の住所・氏名

※ 申請者情報として登録した住所・氏名が初期表示されますので、必要に応じて修正してください。

【住所又は法人所在地】
 供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。
登記されている会社・法人の場合は、登記上の所在地を入力してください。

【氏名又は法人名】
 供託者の氏名又は法人名を入力してください。
 法人種別は「株式会社」「有限会社」等のように省略せずに入力してください。
登記されている会社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。
 例 × 「甲野商事(株)」
 ○ 「甲野商事株式会社」

【代表者 (資格・氏名) 又は代理人 (住所・氏名)】
 代表者を選択し、法人代表者の資格及び氏名を入力してください。
登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格及び氏名を入力してください。
 例 × 「社長 甲野太郎」
 ○ 「代表者 代表取締役 甲野太郎」

【会社法人等番号】
登記されている会社・法人の場合は、会社法人等番号を入力してください。

会社法人等番号の確認方法

法務局が発行した証明書を持っている場合

法務局が発行した証明書に記載されている「**会社法人等番号**」欄の**12桁の数字**を入力してください。

- 次に掲げる証明書をお持ちの場合
- 登記事項証明書 (履歴事項証明書・現在事項証明書)
 - 代表者事項証明書
 - 印鑑証明書

現在事項証明書

履歴事項証明書

会社法人等番号	0000-01-000000
商号	○○○株式会社
本店	○○○○○

代表者事項証明書

会社法人等番号 0000-01-000000

商号 ○○○株式会社
本店 ○○○○

印鑑証明書

会社法人等番号 0000-01-000000

商号 ○○○株式会社
本店 ○○○○

法務局が発行した証明書を持っていない場合

国税庁の「法人番号公表サイト」で法人番号(13桁の数字)を確認し、確認した法人番号の**2文字目以降の12桁の数字**を入力してください。

- step 1** 国税庁ホームページから法人番号公表サイトにアクセス
- step 2** 「法人の商号・所在地などから法人番号を調べる」方法を利用して検索
 ※ 商号・名称は、前方一致検索・一部一致検索が可能です。
- step 3** 「検索結果一覧」又は「履歴等」の詳細情報ページに掲載されている法人番号の2文字目以降の12桁の数字を確認

法人番号公表サイト

検索結果一覧

法人番号	商号又は名称	所在地	表示件数	10桁	30桁	100桁
0000001000000	○○○株式会社	○○県○○市○○○	履歴等			
0000001000000	○○○株式会社	○○県○○市○○○	履歴等			
0000001000000	○○○株式会社	○○県○○市○○○	履歴等			

詳細情報ページ

0000001000000
 商号又は名称
 ○○○株式会社

法人番号
0000001000000
 2文字目以降の12桁の数字を入力

③ 被供託者の住所・氏名

住所又は法人所在地

氏名又は法人名

④ 法令条項

民事執行法第156条第2項

⑤-1

供託の原因たる事実

事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
裁判所 支部 年 月 日 司	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日

③ 被供託者の住所・氏名

入力不要です。

④ 法令条項

供託の根拠となる法令条項を入力してください。
法令条項は差押えの件数や差押えの内容等によって異なります。

例 「民事執行法第156条第2項」

※ 不明の場合は、申請先の法務局（最終ページ参照）にお問い合わせください。

⑤-1 供託の原因たる事実

⑤-1

一般的な記載例が初期表示されますので、必要に応じて追加・修正してください。

代表的な記載例は下記のとおり（青字部分を申請内容に
応じて入力）ですが、差押えの内容によって記載内容が異
なりますので御注意ください。

※ webブラウザの種類やバージョンによっては改行が反映されない場合
があります。

供託者は、従業員である甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎に対して令和〇〇年〇〇月分の給与（支給日令和〇〇年〇〇月〇〇日、支給場所 供託者本店）金〇〇〇〇〇円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定控除額〇〇〇〇〇円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金〇〇〇〇〇円を供託する。

※ 円未満の端数は切り捨ててください。

※ 賞与の場合は、「給与」の字句も「賞与」に修正してください（以下の緑字部分）。

供託者は、……乙野次郎に対して令和〇〇年〇〇月分の賞与（支給日令和〇〇年〇〇月〇〇日、支給場所 供託者本店）金〇〇〇〇〇円を支払うべき債務を……賞与債権について賞与支給額から法定控除額を……送達されたので、賞与支給額から法定控除額〇〇〇〇〇円を控除……に相当する金〇〇〇〇〇円を供託する。

※ 円未満の端数は切り捨ててください。

※ 次月給与分の申請時に賞与分の申請情報を再利用する場合は、「賞与」を「給与」に修正することを忘れないようにしてください。

※ 2回目以降の申請時には、その月の給与支給額等に応じて赤字部分を修正した上で再利用することができます。

供託者は、従業員である甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎に対して令和〇〇年〇〇月分の給与（支給日令和〇〇年〇〇月〇〇日、支給場所 供託者本店）金〇〇〇〇〇円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定控除額〇〇〇〇〇円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金〇〇〇〇〇円を供託する。

※ 円未満の端数は切り捨ててください。

法令条項 民事執行法第156条第2項

供託者は、従業員である甲県乙市内町二丁目2番2号 乙野次郎に対して平成29年11月の給与(支給日平成29年11月25日、支給場所 供託者本店)金250,000円を支払うべき債務を負っている。高人の供託金に付する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1(ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額)を差し押さえる旨の下記差押命令が相対して送達されたので、給与支給額から法定控除額50,000円を控除した残額の4分の1(ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額)に相当する金50,000円を供託する。

⑤-2 供託の原因たる事実

事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
甲地方 裁判所 支部 甲県乙市内町三丁目3番3号 丙川株式会社 (ル) 第111号	甲県乙市内町三丁目3番3号 丙川株式会社	乙野次郎	供託者	金1,000円	金1,000円	平成29年11月5日
甲地方 裁判所 支部 甲県乙市内町四丁目4番4号 丁田株式会社 (ル) 第400号	甲県乙市内町四丁目4番4号 丁田株式会社	乙野次郎	供託者	金1,000円	金1,000円	平成29年11月7日

供託金額 50000円

<拡大画面>

事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
甲地方 裁判所 支部 甲県乙市内町三丁目3番3号 丙川株式会社 (ル) 第111号	甲県乙市内町三丁目3番3号 丙川株式会社	乙野次郎	供託者	金1,000円	金1,000円	平成29年11月5日
甲地方 裁判所 支部 甲県乙市内町四丁目4番4号 丁田株式会社 (ル) 第400号	甲県乙市内町四丁目4番4号 丁田株式会社	乙野次郎	供託者	金1,000円	金1,000円	平成29年11月7日

【事件の表示】

差押命令等の表書きに記載されている裁判所名及び事件番号を入力してください。

【債権者】

差押命令等の当事者目録に記載されている債権者の住所氏名を入力してください。
債権者が法人の場合は法人名及び所在地を入力してください。
(代表者の入力は不要です。)

【債務者】

差押命令等の当事者目録に記載されている債務者を入力してください。
氏名のみの入力で差し支えありません。

【第三債務者】

差押命令等の当事者目録に記載されている第三債務者を入力しますが、「**供託者**」と**のみ入力**することで差し支えありません。

【債権額】

差押命令等の請求債権目録に記載されている債権額を入力してください。

【差押債権額】

差押命令等の差押債権目録に記載されている差押債権額を入力してください。

【送達年月日】

差押命令等が第三債務者(供託者)に届いた年月日を入力してください。

⑤-2 供託の原因たる事実

⑤-2 (差押命令の表示)

裁判所から送達された差押命令等の内容を入力します。送達された差押命令等を見ながら、誤りのないように入力してください。
送達された差押命令等が複数ある場合は、全て入力します。

⑥ 供託金額	<input type="text"/>	円
<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権	入力不要	
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	入力不要	
⑦ 送付する添付書面あり	チェック不要	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発後後取附する申請番号を付記した上で送付してください。）		
⑧ 登記事項証明書の提示	<p>登記事項証明書の提示を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。</p> <p>※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。</p>	
⑨ 供託書正本の窓口交付を請求する。	<p>⑩ 封筒の供託書正本の送付(注)を請求する。</p> <p>(注)封筒の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、送付用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送後後取附する申請番号を付記した上で送付してください。</p>	
会社法人等番号複数入力	<input type="text"/>	<p>※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。</p> <p>【入力方法】 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、半角12桁で入力し、(ハイフン)は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号(供託者)欄・会社法人等番号(代理人)欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。</p>

⑥ 供託金額

供託する金額を半角英数文字で入力してください。桁区切りのコンマは入力不要です。

⑦ 送付する添付書面

送付する添付書面がない場合、**チェック不要**です。

⑧ 登記事項証明書の提示

登記申請中などの場合、会社・法人の代表者（供託者）に関する**資格証明書（発行から3か月以内のもの）を法務局宛てに郵送する必要があるため、チェックを入れてください。**

⑨ 供託書正本の受領方法

手続完了時にお渡しする供託書正本の受け取り方法を選択してください。
受け取りの方法には、法務局の窓口で受け取る方法と郵送で受け取る方法があります。
郵送での受け取りを希望される場合は、送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付してください。

⑩ 連絡先情報

申請者情報として登録した氏名及び連絡先電話番号が反映されます。
変更する場合は、申請者情報登録の内容を変更してください。

⑪ 通信（連絡・コメント）欄

供託書には反映させない内容で担当者に伝えたい内容を記載ください。（例：担当者の部署・氏名）

備考	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)
⑩ 連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)	<p>氏名 大塚法務株式会社</p> <p>連絡先電話番号 06-0000-0000</p>
⑪ 通信 (連絡・コメント) 欄	<p>供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。</p> <p><input type="text"/></p>
次へ	戻る (供託申請メニュー)



必要事項を全て入力し終わったら、『次へ』をクリックしてください。

Step 1-2 入力内容の確認

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		岐阜地方法務局	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲斐乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 1234-01-789012 <small>※資格証明書の登録について</small>
補正申請として申請する。		<small>（申請書が甲種票に対し補正を行う場合は、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）</small>	
連絡先情報			
氏名	甲山太郎		
連絡先電話番号	12-3456-7890		

確定 戻る（申請書作成）

入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面下の『確定』をクリックしてください。

内容を修正する場合は、『戻る（申請書作成）』をクリックしてください。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> Step4 送信完了

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）
※電子納付を行う際に必要となります。

コヤマシヨウジカブシキカイシャ

確定 戻る（申請書作成）

納付情報入力画面が表示されますので、供託者の氏名又は法人名を**全角カナ文字(※)**で入力し、『確定』をクリックしてください。

※ 氏名又は法人名に**小文字**が含まれる場合は、**大文字に変換**した上で入力してください。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> Step4 送信完了

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託
【手続名】 供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
【申請書様式】 供託書（金銭供託）（4）給与債権執行【かんたん】

送信実行 戻る（納付情報入力）

送信確認画面が表示されますので、表示された内容を確認の上、『送信実行』をクリックしてください。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> Step4 送信完了

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。
該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。
詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

戻って申請される方は、画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

以上で申請情報の送信手続は終了です。

※ 送信後、法務局に申請情報が到達しているかどうかは、処理状況確認画面から確認することができます。

処理状況確認画面は、申請情報の送信後に表示される送信完了画面から『処理状況を確認する』をクリックするか、又は供託申請メニュー画面から『処理状況を確認する』をクリックします。

処理状況の確認方法については、次ページ以降を御覧ください。

③ 処理状況確認

申請情報送信後の進捗状況は「処理状況照会画面」から確認することができます。

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請書を行うには、資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は併付時に送付することが必要となりますので、御注意ください。

手続分類	手続名
供託書	供託（金銭）他代表費弁済【かんたん】
	供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解除金【かんたん】
	供託（金銭）営業保証【かんたん】
	供託（金銭）給与滞り執行【かんたん】
	供託（金銭）その他【かんたん】
	供託（債権関係）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解除金【かんたん】
	供託（債権関係）営業保証【かんたん】
取下手	取下手【かんたん】

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

供託申請メニュー画面から『**処理状況を確認する**』をクリックします。

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致) 照会/処理種別(完全一致) 検索

※ 「処理状況」や「納付状況」を要更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	供託
供託（金銭）給与滞り執行【かんたん】	20170928002393001	20170928 11:53:23	審査中	未納付	到達通知 お知らせ 納付	再利用

証明書請求メニューへ 申請メニューへ

処理状況照会画面が表示され、取得可能な情報がある場合は、取得可能情報欄にアイコンが表示されますので、確認したい情報のアイコンをクリックします。

【到達通知】
申請情報が法務局に到達したことを確認します。

【お知らせ】
受理決定通知書又は補正のお知らせを確認します。

【納 付】
供託金の納付に必要な情報を確認します。

※ 処理状況の表示内容の説明は、「オンライン申請ご利用上の注意」のページに掲載されています。

トップページ | 登記・供託オンライン申請システムとは | 登記ねっと | 供託ねっと | ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書) | **オンライン申請ご利用上の注意** | FAQ お問い合わせ | サイトマップ

トップページ > オンライン申請ご利用上の注意 > 処理状況(供託関係)について

処理状況(供託関係)について

供託かんたん申請の処理状況照会画面及び申請用総合ソフトの処理状況表示画面に表示される処理状況は、次のとおりです。

- 供託かんたん申請の場合

処理状況	内容
到達・受付待ち	申請データが登記・供託オンライン申請システムに到達してから審査の開始を待っている状態
審査中	審査者が審査を開始した状態～審査完了した状態(納付待ち等が含まれる)
手続終了	供託所にて供託書正本(書面)を印刷した状態
	供託所にて却下決定書(書面)を印刷した状態 書面による取下申請にて、申請が取り下げられた状態 その他申請エラー等で強制終了した状態
取下完了	供託システムに取下書が到達し、供託システムから、処理状況を「取下完了」に選択させるよう電文が送信された状態
失効	納付状況が「納付期限切れ」となり、供託システムから、処理状況を「失効」に選択させるよう電文が送信された状態

※ 申請後、法務局から各種のお知らせが送信されると、申請者情報として登録したEメールアドレス宛てにのお知らせが送信された旨のメールが届きます。

受信するメール内容の選択は申請者情報登録画面の「メールの受信内容選択」欄で設定できます。

※ 法務局から送信されるお知らせの確認漏れを防ぐため、「**全てのメールを受信**」に設定することをおすすめします。

メールの受信内容選択

▼ 申請の処理状況に応じてメールでご案内します。受信するメールをチェックしてください。

- 全てのメールを受信 (全ての項目がチェックされます。)
- 受付のお知らせ
- 補正通知発行のお知らせ
- 法務局からのお知らせ
- 公文書発行のお知らせ
- 納付情報のお知らせ

到達確認

Step1 処理状況照会

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況(処理番号(完全一致))

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	納付	再利用	供託
供託(金庫)給付送達執行【かんたん】	20170928002393001	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

送信した申請情報が法務局に到達していることを確認するには、処理状況照会画面から『到達通知』をクリックします。

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認 (到達通知)

問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認ください。

<申請・請求情報>

申請番号	20170928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金庫)給付送達執行【かんたん】
到達日時	2017年09月28日11時53分
処理状況照会番号	04414398659163518257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

戻る(処理状況照会)

到達通知の内容が表示されますので、申請データが登録されたことを確認してください。

申請情報が法務局に到達した後は、法務局において申請内容の審査が行われます。

申請内容に問題がなければ、審査終了後、法務局から「受理決定通知書」がオンラインで送信されますので、それまでの間、しばらくお待ちください。

受理決定通知書

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況(処理番号(完全一致))

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	納付	再利用	供託
供託(金庫)給付送達執行【かんたん】	20170928002393001	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

法務局での審査が終了し、申請が受理されると、法務局から「受理決定通知書」がオンラインで送信されます。

「受理決定通知書」の受信を確認するには、処理状況照会画面から『お知らせ』をクリックしてください。

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認 (お知らせ)

お知らせを表示します。内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取得する場合は「取得」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認ください。

<申請・請求情報>

申請番号	20170928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金庫)給付送達執行【かんたん】
発行日時	2017年09月28日14時39分
供託受理決定通知書	
甲山太郎 様	
おたから平成29年09月28日付けで申請のあった供託は、当法務局が平成29年度金庫000246号として受理しました。ついでに、平成29年10月06日までに、登記・供託オンライン申請システムに供託決定通知書(「通知」)を添付していただき、届出番号(通知)を「届出番号」欄に記入してください。	
なお、納付期限までに入金が行われず、本件供託の受理の決定は、加付を失います。	
供託番号: 20170928002393001	
納付期限(届出期限): 15日 0:00	
納付期限(入金期限): 2017年10月06日	
納付期限(入金期限): 平成29年09月28日	
平成29年09月28日	
福島地方裁判所 供託官 丁原啓祐	

戻る(処理状況照会)

照会内容確認(お知らせ)画面が開き、コメント欄に「受理決定通知書」の内容が表示されますので、内容を確認の上、引き続き供託金の納付手続(次ページ参照)に進んでください。

なお、受理決定通知書には供託金の納付期限が記載されていますので、期限までに納付手続を完了してください。

④ 封筒・切手の送付

供託書正本を郵送での受け取りを希望された場合は、申請情報を送信後、供託書正本送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付します。

※ 供託書送付用封筒は、宛先を記載の上、切手を貼付した状態で法務局に送付してください。

※ 送付用切手の目安は、差押えが2件以下の1申請までは84円(長3封筒の場合)となります。差押えが3件以上の場合や複数申請(複数人分、複数月分等)の場合は、申請先の法務局に問い合わせてください。

法務局において、供託書正本を作成した後、必要な切手代について御連絡します。

(供託書正本の作成は、供託金の納付がされた後となりますので、供託金の納付後に問い合わせてください。)



⑤ 供託金の納付

法務局から受理決定通知書が届いたら、供託金の納付手続をとります。

かんたん申請における供託金の納付は、「電子納付」の方法によって行います。「電子納付」とは、金融機関のATM又はインターネットバンキングを利用した納付方法です。

Step1 処理状況照会

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況(完全一致) 検索

手続名	申請番号	受理日時	処理状況	納付状況	取付可能情報	供託
供託(金庫) 給与滞り執行【かんたん】	20170928002393001	20170928 11:53:23	審査中	未納付	納付通知 お知らせ お知らせ 納付	納付 再利用

「電子納付」を行う際には、納付対象の申請を特定するための番号を、ATMやパソコンに入力します。

納付手続に必要な番号を確認するには、処理状況照会画面から『納付』をクリックしてください。

Step2 照会内容確認 (電子納付情報表示)

<申請・請求情報>

申請番号	20170928002393001
申請者ID (印刷時は出力されません)	houmu001
申請者名	中山太郎
手続名	供託(金庫) 給与滞り執行【かんたん】

発行日時	2017年9月28日 14時35分
納付状況	未納付
振込年月日	
収納機関番号	00100
納付番号	1317188279390116
確認番号	288220
納付額	50,000円
納付期限最終年月日	2017年10月5日

照会内容確認(電子納付情報表示)画面が表示されますので、内容を確認の上、ATM又はインターネットバンキングを利用して納付手続をとってください。

※ ATM又はインターネットバンキングは、Pay-easy(ペイジー)サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。



※ 電子納付には納付期限(納付期間最終年月日)が設定されていますので、期限までに納付手続を終えてください。
 ※ 納付期限を過ぎると供託の申請は失効しますので、ご注意ください。

インターネットバンキングを利用する場合

※ ご利用口座金融機関のインターネットバンキングを利用する方法には、次の2通りの方法があります。いずれかの方法を選択して、納付手続を行ってください。

① 供託かんたん申請サイトから直接納付手続を行う方法

上記の電子納付情報表示画面から、『電子納付』をクリックします。「e-Gov」サイトが別ウィンドウで開きますので、ご利用金融機関を選択し、その後は画面の指示に従って納付手続を完了してください。

② 金融機関のサイトから納付手続を行う方法

ご利用金融機関のサイトにログインし、取引メニューから「税金・各種料金払込み」等(※)を選択してください。その後は、画面の指示に従い、上記の電子納付情報表示画面で確認した「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力し、納付手続を完了してください。

※ メニュー名は金融機関によって異なります。

※ インターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

※ インターネットバンキングを利用するためには、ご利用金融機関へのお申込みが必要です。

※ 一部の国庫金取扱いのない金融機関のインターネットバンキングは、ペイジーに対応していても供託金の納付には対応していない場合(主にネット銀行等)がありますので、ご注意ください。

ATMを利用する場合

※ ATMに「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力する必要があります。このため、ATMを利用する際には、上記の電子納付情報表示画面を印刷するなどして、これらの番号をお手元に用意した上で、手続を行ってください。

※ ATMで電子納付を行うにはATMが「ペイジー」サービスに対応している必要があります。金融機関によってはATMが「ペイジー」サービスに対応していない場合がありますので、事前に、対応の有無をご利用金融機関に確認してください。

※ ATMの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

<ゆうちょ銀行 ATMの画面例>

ご希望のお取り引きを選択してください

お預入れ お引出し

通帳記入 残高照会

ご送金 定額・定期お預入れ

暗証番号・引出し上限額変更 **料金払込 (ペイジー)**

クレジットカード 簡易保険・生命保険 English Guide

⑥ 供託書正本の受領

供託金の納付手続が完了すると、納付手続完了の通知が、自動的に法務局へ送信されます。通知を確認した法務局では、申請情報作成の際に選択された受領方法に基づき、供託書正本を交付します。

郵送で受領する場合

- ※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、法務局において供託金の納付が確認でき次第、供託書正本を発送します。
- ※ 正本送付用の封筒及び切手を、法務局に送付する必要があります。

法務局に来庁して窓口で受領する場合

- ※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合は、供託金の納付手続完了後、法務局へお越しください。
- ※ 来庁される際には、本人確認のため、**到達通知書画面を印刷したものを**お持ちください。

⑦ その他（補正連絡）

法務局での審査の結果、申請内容等に補正が必要な場合は、法務局から補正のお知らせがオンラインで送信されます。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	
出払（金銭）給与滞り執行【かんたん】	20170928002393001	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

補正が必要な内容を確認するには、処理状況照会画面から『**お知らせ**』をクリックしてください。

お知らせを表示します。内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取降する場合は「取降」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関するお知らせがありますので、ご確認ください。

申請番号	20170928002393001
申請者ID	hooms001
申請者名	甲山太郎
手続名	出払（金銭）給与滞り執行【かんたん】
発行日時	2017年9月28日 14時39分
コメント	●●●補正してください。（平成29年10月6日） ※補正を行う場合は、申請情報の末尾の「補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。

照会内容確認（お知らせ）画面が開き、コメント欄に補正が必要な内容が表示されますので、内容を確認してください。

会社法人等番号は入力しないでください。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
 書面の供託書正本の送付を請求する。
（注）書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛にて、送付用の郵便手付付きの封筒を、この供託書の送付先取得する申請番号を入力して送付してください。

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

（申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

連絡先情報（申請時情報登録と登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用します。

申請情報の再利用方法は、「② 申請情報の作成」（3ページ）を参照してください。

補正した申請情報を送信する際には、申請情報入力画面の下部にある「**補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。**」にチェックし、「**補正対象申請番号**」欄に補正の対象となる申請の「**申請番号**」を忘れずに入力してください。

※ 申請番号は処理状況照会画面等で確認することができます。



供託かんたん申請 お問い合わせ先

登記・供託オンライン申請システムの操作に関するお問い合わせ

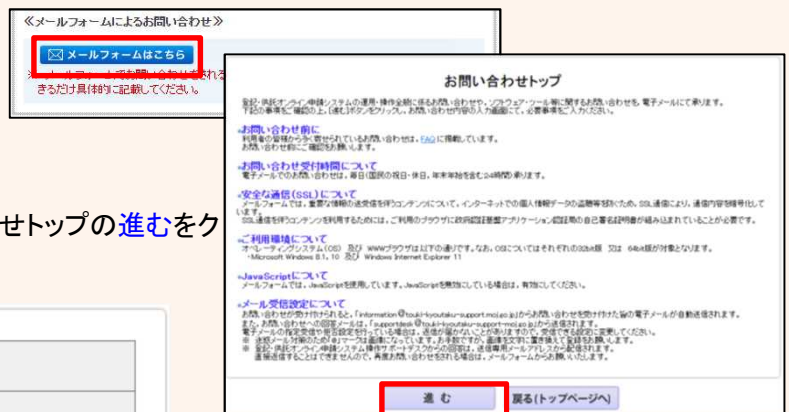
かんたん申請の**入力・操作方法**については、「**登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク**」にお問い合わせください。

- (例) ■ システムにログインができない
 ■ かんたん申請の流れを教えてください
 ■ 納付方法が分からない 等

1. メールフォームによるお問い合わせ (https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/contact/contact_support.html)



①「登記・供託ねっと」のFAQ・お問い合わせをクリックし、その画面から**システムの操作に関するお問い合わせ**をクリックする。



②**メールフォームはこちら**をクリックし、お問合せトップの**進む**をクリックする。

▼お問い合わせ内容を入力してください。

件名【必須】 <全半角50文字以内>	<input type="text"/>
OS【必須】	(以下から選択してください)
行いたい手続【任意】 <全半角50文字以内>	(例:不動産の登記申請、会社の登記事項証明、成年後見の登記申請 等)
利用しているツール、ソフト名【必須】	(以下から選択してください)
お問い合わせは、最大1000文字まで入力できます。	
お問い合わせ内容【必須】 <全半角1000文字以内>	<input type="text"/>

※上記OSで「その他」を選択した際は、本項目にて利用しているOSの名称、バージョン等の記載をお願いします。また、本システムの推奨環境以外のOSを利用している場合は、お答えすることができません。

③お問い合わせ内容を入力する。

2. 電話によるお問い合わせ

☎050 - 3786 - 5797

☎050 - 3822 - 2811又は050 - 3822 - 2812(上記電話番号をご利用いただけない場合(IP電話番号))

(※ 電話によるお問い合わせは、10時台、11時台の時間帯は、つながりにくくなっています。あらかじめご了承ください。)

供託の申請内容に関するお問い合わせ

供託の**申請内容**については、申請先の法務局へお問い合わせください。

- (例) ■ 申請内容・方法の事前相談 ■ 申請書への入力内容や書き方が分からない 等

大阪法務局供託課 ☎06-6942-9467
 大阪法務局北大阪支局 ☎072-638-9444
 大阪法務局東大阪支局 ☎06-6782-5413

大阪法務局富田林支局 ☎0721-23-2432
 大阪法務局岸和田支局 ☎072-438-6501
 大阪法務局堺支局 ☎072-221-2756